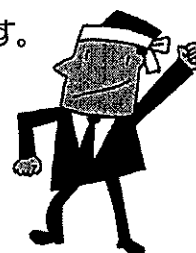


日本学生支援機構の奨学金

「学びたい」という意欲をもつ学生を応援する奨学金制度

奨学金は、「学びたい」という意欲と能力のある学生が、
経済的な面で心配することなく安心して学べるよう貸与するものです。



●奨学金の種類と金額

利息のかからない奨学金（第一種奨学金）です。
高等専門学校在学中、原則として卒業するまで毎月振り込まれます。

【奨学金の貸与月額】

進学先の国公立・私立の別や通学の仕方（区分）により選択できる金額が異なります。

- ・ 1～3年生：「該当する区分ごとに定められた金額」または「10,000円」を選択します。
- ・ 4～5年生：「該当する区分ごとに定められた金額」の中から選択しますが、奨学金申込時の世帯年収が一定額*を超える場合は、該当する区分の太枠内から選択となります。

※ 本人、父、母（無収入）及び高校生（公立・自宅通学）の4人世帯で年収626万円（目安）

奨学金の種類	区分	国・公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (無利子)	1～3年生	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円
		10,000円			
	4～5年生	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
		30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
			30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

●申込方法

学校が定める期限までに以下の書類をそろえて学校に提出をします。

- ① 申込みを希望することに関する書類
- ② 生計を維持している人（原則父母）の収入に関する書類

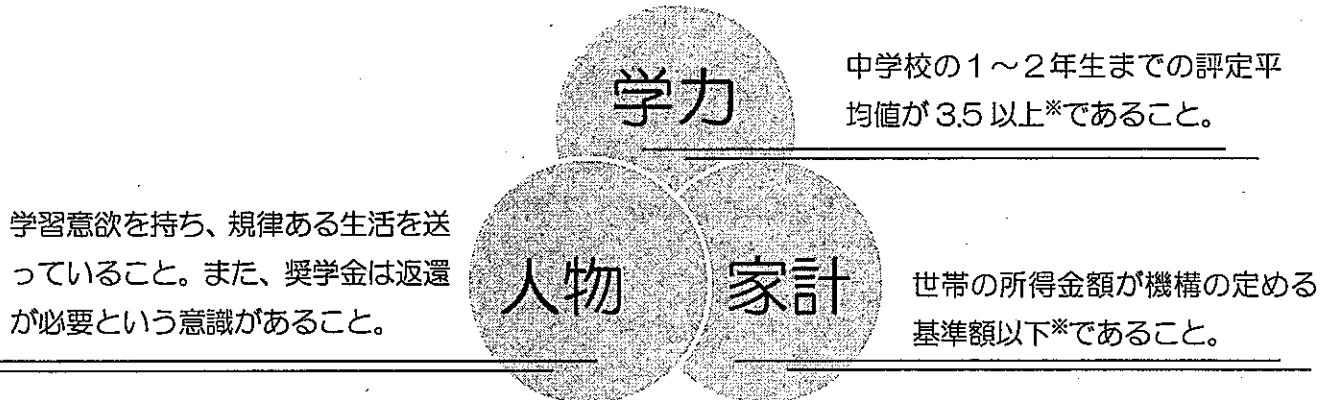


奨学金に関する詳しい案内や、申込み際に記入が必要な書類は学校にあります。
申込みを希望する場合は、学校の先生にお問い合わせください。

●申込資格

令和2年4月に高等専門学校に進学する予定の中学校等の3年生で、学力・人物・家計の基準を満たす人が申し込みます。

※ 外国籍の人は、在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者（将来永住する意思のある人）」の人に限り、申込資格があります。



【世帯の収入上限額の目安】

(単位：万円)

世帯人数	想定する家族構成(例)	給与所得 (年間収入金額)	給与所得以外 (年間所得金額)
3人世帯	本人、父、母(無収入)	576以下	229以下
4人世帯	本人、父、母(無収入)、高校生(公立・自宅)	655以下	284以下
5人世帯	本人、父、母(無収入) 高校生(公立・自宅)、小学生	827以下	419以下

(上記の目安金額を上回っていても、特別控除等により基準を満たす場合があります。)

※ 学力・家計基準のいずれか(または両方)の基準を満たさない場合でも、以下のいずれかに該当し、かつ、進学後も優れた成績を修める見込みがある等として学校から推薦されれば、学力・家計の基準を満たすものとして扱います。

- ・生計維持者(原則父母)全員の「令和元年度(平成31年度)」の住民税の市区町村民税所得割額が0円
- ・生計維持者(原則父母)が生活保護を受給している
- ・児童養護施設等入所者や里親に養育されている



●貸与を受けた奨学金は、卒業後に返還します

奨学金はあなた自身が「借りる」ものであり、卒業してからあなた自身が「返す」ものです。返還中、病気や失業等で返還が困難になったときは、返還を先送りする等の救済制度があります。



本機構ホームページもご確認下さい

日本学生支援機構で検索

ホーム > 奨学金 > 申込方法 > 予約採用 > 予約採用の申込み > 高等専門学校に進学する前に申込み